

# 厚生常任委員会

平成24年12月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小林 誠	○宮崎 和彦	吉野 俊明
中西 和夫	辻 善次	里川宜志子
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	井上 究
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、吉野委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、宮崎委員、吉野委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について、（1）議案第40号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第40号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例について、ご説明申しあげます。

まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

本議案の内容につきましては、前回の本委員会でご説明いたしました内容と同様でございます。本日改めて末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。後ろから2枚目をご覧いただきたいと思っております。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長      なお、条例本文の朗読については、省略させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例についての説明といたします。

皆様には、よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長      説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員      これもまた、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進というところで、この条例があがってきたんですけれども、実際のところ、この地域密着型の事業を行うというふうになってきたときに、町が条例つくって、町の認可をうけて事業所を運営するとなったときの、建設をする、そしてまた、いろんな設備を行っていく、こういう中において、補助金ですよね、補助金並びに交付金とかいう問題については、どんなふうな流れになっているんだろうかということがまず1点。それと、もう1点は、斑鳩町で、実は土地を提供してもいいよという意見があって、そういう事業をやりたいと思う人があって、町のほうへ相談に来たという経過を、私、実は聞いているんですけれども、それが結局はだめになったという話のようなんです、そのへんのところの流れを教えてくださいなというふうに思います。

福祉課長      この地域密着型につきましては、補助金につきましては、いわゆる借地などではなく、自分の所有の土地に建設するといった場合に、その建設費用について補助金が出ることとなっておりますが、あくまでも、県を通じて、市町村の予算に計上して補助金を出すということになっております。これについては、町としての補助金はございませんので、県から一般会計で受けて、それで事業所のほうにお渡しするというのが、ひ

とつの流れです。ただ、例えばグループホームなどであれば、およそ4,100万円の補助のひとつの基準があるわけですが、奈良県の中で割り当てられた配分の中で、その時に整備する、または補助金の対象となる事業者の数で割っていくということになりますから、必ずしも、その基準額いっぱいとなるとは限らないと。整備される事業者が多ければ、その分少なくなっていくという流れになっております。これも、毎年、必ず確保されている補助金かというのと、そうではなくて、国の予算の範囲内ということになっておりますので、場合によっては、補助金がない年度もあり得るということでございます。

2点目ですけれども、斑鳩町の中で土地を確保してこの事業をやりたいという相談は、再々受けております。今、委員がおっしゃったその事業所の個別のことはわかりませんが、基本的には、私ども受けるなかで、特に直近の中では、確かに、いろいろと相談を受けるなかですけれども、土地の確保がうまくいかなかったと、例えば、ひとつの例を見ますと、地権者との話の中で大筋合意をされていたようだったんですけれども、その地権者の最終的な同意を得られなかったことで、事業の進出を諦められたという事例がございましたので、本町におきましては、当然、介護保険の事業計画の中で、必要なサービスは整備していきたいと考えておりますし、介護保険事業計画で定めた内容がうまく進まなかった場合には、また、それに代わるサービスもいろいろと考えていきたいと思っておりますので、進出したい事業者の方につきましてはのお話は、随時伺っているところでございます。

里川委員 地域密着型というのは、元々が重要な施策かなというふうに思ってます。ただ、地方分権が進む中、町に、こういうふうに、条例をつくってまで町が判断せなあかんという流れになってきているものの、補助金の出方とか、そういう問題についてもちょっと気になってます。今まさに、課長の説明の中で、そうやってグループホーム系のものについても、県のほうで、国から引っ張ってくる予算も一定の金額しかなくて、申し込む事業者が多かったら、配分したら少なくなるとか。そういうなかにお

いて、いかに斑鳩町も高齢化が進む中で利用したいと、できるだけ自分の住んでいる地域のなかで利用したいという方たちのためにこういうものを作っていけるのかというのは、たいへん重要な問題であるというふうに私自身は思っておりますので、今後、積極的にこういうご相談にはのりながら、手続きですね、とれるものについては、とっていくという考え方で進めていっていただきたいなど。そのときの予算の配分もいろいろとれる、とれないとか、いろんなこともありますやろうけども、状況見ながら、より事業をやろうとしている人たちがやりやすい方向性というのみなながら、十分前向いてやっていっていただくという方針を持っておいていただいたらなというふうに思っております。以上です。

委員長 他に何か質疑はございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第40号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第41号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第41号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 本議案の内容につきましても、前回の本委員会でご説明いたしました内容と同様であります。本日改めて末尾の要旨を持って説明に代えさせていただきますと思います。後ろの1枚目でございます。

( 要旨朗読 )

福祉課長 なお、条例本文の朗読については、省略させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

以上、斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についての説明といたします。

皆様方には、よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員 今ちょっと説明を聞いている中で、ふと思ったんですけれども、介護予防の認知症対応型通所介護、こういったものについては、今後非常に重要になってくる。認知症の方をいかに現状維持ですね、なりかけたら、なりかけたでその現状維持していくのか、ちょっとあぶないなとなりそうやなという方をならないように、やっていくということは重要なんです。が、ちょっとひっかかっているのが、町がこういう条例をつくれますけれども、今現在、広域7町で特養であったり、養護老人ホームですね、三室園組合とか、7町でやっている事業があると思うんですけれども、こういう通所介護的なものを7町で、なかなかつくりきらんということで、7町でやりましようとかなくなってきたときに、事業主体が7町でというようなことは、この条例でいうと、想定はされていない。あくまでも

斑鳩町内に、町単独の認可でこういうものが行われるという考え方でなかったらあかんのか、この辺のところは、今の説明聞いていて、今後どうなるのやろうと思ったんで、おしえていただきたいと思います。

福祉課長 現在、7町でやっておりますのは、三室園組合がやっていますけれども、あれは通常の介護保険サービスです。現在、この地域密着型を7町で行っているというのはありません。で、もし仮にやるとなった場合ですけれども、この指定はあくまでも保険者ごとでございます。ですから、整備される市町村のところはもちろんですけれども、その施設に斑鳩町の被保険者が入られるときには、斑鳩町が本条例に基づいての、の基準にもとづいて、斑鳩町が改めて、よその市町村とは別個に、斑鳩町独自として指定するということですので、7町出身の被保険者が入られた場合には、7町全部が指定するという運びになります。

里川委員 そうしたら今の説明でもう一度確認させてください。広域7町を対象とした施設ってというのは、つくっていくということは可能なんですね。

福祉課長 もちろん広域7町で話し合いというのが必要ですけれども、可能かということであれば、可能です。

委員長 他に、何か質疑はございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第52号 斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第52号 斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入についてご説明申しあげます。まず議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 本議案の内容につきましても、前回の委員会でご説明した内容と同様でございますが、2枚目をお開きいただきたいと思います。朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

( 2枚目朗読 )

福祉課長 なお、本日、資料の1といたしまして、厨房機器一覧を提出させていただいております。本議案にかかります購入契約の内容でございまして、UTSカート、デジタル台秤等45機種、合計62台の備品を購入することといたしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

以上で、斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入についての説明といたします。よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員 古山厨房さん、聞くところによると、比較的、学校給食などの事業も手掛けておられるというようなことをお聞きしているところなんですけ

れども、まず、この町立あわ保育園の新調理室の給食を作る食数等による規模というのはどういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

福祉課長 280食を調理するという規模で考えております。

里川委員 280食ともなると、大規模調理室という考え方なのか、中・小規模調理室という考え方なのか、どちらになるのでしょうか。

福祉課長 一般的に国が示しております大量調理施設にはあたらないということです。ですので、そういうふうな施設のマニュアル等についてはございませんが、一方で、県が発しております保育所給食の手引きや、あと福祉施設の調理施設のそういう要綱というのもございますので、それらに準ずるといいますか、それらの内容を守るような形で整備をしていくというような考えを持っております。

里川委員 その辺のところの配慮がなされているのかというところが、ちょっと気になっていたところです。学校給食と、食数なんかあんまり変わらない学校もあるのかもわかりませんが、学校給食と、保育園の給食とで決定的な違いがあります。それは、今、例に出されましたような施設と同じように、給食をすでに配膳をして運ぶ。0歳・1歳なんかでアレルギー食なんかもあったりしますのでね、個人で、病院のように、個人で配膳して運んでいかなあかん、小さい子どもさんなんかは特にそうなんですけれども。学校給食であれば、食器をボンと出して、各教室で配膳するという、その決定的な違いをきちっと把握をされたうえで、この建設をしていくのか、されているのかどうか、そのところが非常に私自身も気になっていまして、厨房施設いろんなものがございしますが、調理室内で配膳するのに、導線がうまく確保されているのかどうか、こういったところが学校給食とは決定的な違いがあるということをきちっと踏まえて、導線が作られているのかどうかというところを確認したいというふうに思います。

福祉課長 おっしゃいますとおり、今現在も、配膳は調理室で行って、配膳されたものを各クラスに持っていくということにしております。それ以外にも、学校給食と違いますのは、大量に同じ物を作ることではなく、年齢に応じた刻み方でありますとか、そういうことで、学校給食に比べると、ある意味、細やかな調理をしているということでございます。ですので、そういう調理を行う過程、それから、配膳を行う場所の確保等につきましては、今回の調理室の整備についてはもちろん考えさせていただいた上での整備ということで、ご理解いただきたいと思っております。

里川委員 私たち要望しまして、町長の決断でこういうふうにしていただいたということは、非常にありがたいことなんです。ですから、だからこそ、年度途中で補正予算を組んでも待機児童をなくしていこうということでやっていただいたこの事業、やったわ、後でこれうまいこといかへんな、この動きが、調理室が動きがちょっとうまいこといかへんなということにならないように、年度途中でちょっとバタバタと設計をもしされているならね、現場の意見も十分に聞く中で、まだ私あわへ何回か見にいかしていただきました。まだまだ上物建っていないくて、地盤のほうの調査であったり、そういうのが今されているような状況だものですから、まだこれから上物が建っていくというような、建ちだしたら早くせんと、2月ぐらいにはこれが完成して、現調理室をこっちへ移して、現調理室を保育室に改修というようなスケジュールだと思いますので、今の間に、まだ上物が建つ前に十分現場の意見も聞いて、せっかく町長が決断してやっていただく施設ですので、いいものになるように、出来上がってから、なんやというようなことにならないように、お願いしておきたいと思っております。

福祉課長 他に質疑ございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと、調理台の厨房機器の一覧見せてもろうているんですけど

も、45機種って書いてるんですけども、中見たら、同じ名前で、同じ寸法で、同じ品番のやつがたくさんあるんですけども、これは何か理由があるんですかね。例えば1番上のUTSカートかな、これと、10何番目やったかな、ここにUTSカートと全く同じなんですけど、いっしょに6台て書いてもいいんじゃないかなと、その途中の包丁まな板殺菌庫ですか、これも寸法みんな同じなんですよね。これも2にしたら問題ないのかなと、これ何か分けている理由があるのかなと思って。

福祉課長 申し訳ございません。資料を作成する過程で、このような資料を作ったんですけども、配置をする場所ごとに作成をいたしました。申し訳ございません。確かに、2槽シンクが同じようなものを各1個ずつということですけども、それぞれ配置をする場所が違うということです。それで数量が2個あるところは、同じところに2つ並べて配置するということです。そういうことから言いますと、すみません、私も説明する中で、45種類ということについては、表現としては適切ではないと思いますので、ちょっと申し訳ございませんでした。

委員長 他に、何かございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第52号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第59号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約

の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

西梶健康対策課長。

健康対策 議案第59号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について  
課長 説明させていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

健康対策 本議案の内容につきましては、去る11月21日に開催されました当  
課長 委員会でご説明いたしました内容と同様であります。末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。

( 要旨朗読 )

健康対策 なお、規約改正文及び新旧対照表の説明につきましては、省略させて  
課長 いただきます。以上で、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう、  
よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第59号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、2. 継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、生ごみ分別収集モデル事業につきまして、8月の委員会で報告をさせていただいておりますが、それ以降の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

8月21日に開催されました当委員会では、平成24年度で、それまでの10自治会に加え、新たに12自治会がモデル自治会として加わり、モデル自治会で22自治会2,057世帯、モデル家庭で174世帯、合計2,231世帯と、町内の約2割に相当する世帯で生ごみの分別収集にお取り組みいただいている旨のご報告をさせていただきました。

その後、本日までに、紅葉ヶ丘、151世帯、斑鳩荘苑、79世帯、橋東二、36世帯、旭ヶ丘、62世帯の4自治会328世帯に、モデル家庭も10世帯が新たに加わっていただいております、モデル自治会で、26自治会2,385世帯、モデル家庭で184世帯、合計2,569世帯と平成24年度の目標世帯数でありました2,500世帯を超える世帯で生ごみの分別収集にお取り組みいただいているところであります。

次に、その生ごみの処理状況であります、11月末現在で、モデル自治会・モデル家庭を合わせまして114.05t、学校給食、事業所の生ごみを合わせまして38.25t、計152.3tの生ごみをたい肥化処理しているところであります。

この152.3tの生ごみは、可燃ごみの約6%に相当する量でありまして、たい肥化処理するために、約332万5千円の費用を要しているところであります、仮に、生ごみ分別収集に取り組みず、可燃ごみとして焼却処理していた場合は、約536万円の焼却委託料が必要とい

うことで、本事業は、資源の有効利用という面ではもちろんであります  
が、費用対効果の面でも効果が出ているところであります。

なお、来年度、平成25年度は、生ごみ分別収集世帯3千世帯という、  
平成21年度に事業を始めましたときに目標を掲げました節目の年でも  
ありまして、その所期の目標ができるだけ早く達成できますよう、現在、  
各地で開催していただいております環境井戸端会議におきまして、取り  
組みへのお願いをしておりますとともに、年始に開催されます自治会連  
合会の新年互例会や来年度の自治会連合会総会などでも、積極的に協力  
をお願いしてまいりたいと考えているところであります。

以上で、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進  
に関することにつきましての説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておき  
ます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施について、理事  
者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項の(1)の国民健康保険税等の夜間・休日納  
課長 税相談の実施につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を納期までに納付できなく、  
仕事の関係等で、どうしても平日に役場の開庁時間に相談にいけないと  
いった方のために、今年度も、昨年を引き続きまして、来年の1月から  
3月にかけて滞納者の呼び出しも含めて実施をいたしたいと考えておりま  
す。開設日時は、夜間窓口が、来年の1月が15日、24日、28日、

2月が12日、21日、25日、3月が12日、21日、25日で、時間は午後8時までとしております。また、休日窓口は1月27日、2月23日、3月24日の日曜日として、時間は午前10時から午後3時までとしております。

周知につきましては、今月発行の広報の1月号に掲載をしております。以上で、夜間・休日納税相談の実施につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは次に、(2) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 課長 それでは、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成について、ご報告させていただきます。

この助成制度につきまして、当委員会等から助成内容につきまして、ご意見を賜りましたことから、調査・研究し、その方向性につきまして検討を致しましたのでご報告させていただきます。

肺炎球菌によって起こる病気を予防し、高齢者の健康保持及び増進を図るため、70歳以上の高齢者に対して、1回分のワクチン接種費用の一部助成を町単独事業として、平成22年度から実施しているところであります。この助成制度では、全国で肺炎による死亡の内約9割を70歳以上が占めているということから、対象年齢を70歳以上の高齢者といたしました。

しかしながら、事業実施後、国立感染症研究所の高齢者肺炎球菌に関する知見が出され、65歳以上の高齢者では、肺炎球菌による肺炎を減少させる効果がみられ、さらに、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンを併用することにより、重症化や死亡率が低下する効果があると

いうことから、このワクチンは、65歳以上の高齢者を対象としたワクチンであるという見解を示しております。

また、再接種につきましては、注射部位の疼痛や紅斑などの副反応が、初回接種よりも頻度が高く発現すると報告されていたことから、生涯1回としておりましたが、過去5年以内に接種したことのある者は、再接種の必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な期間を確保すれば、接種できるとしております。また、日本感染症学会におきましても、同様のことが示されており、さらに予防効果として、近年は、抗生物質が効かない、いわゆる耐性を示す多剤耐性肺炎球菌が急増しており、予防接種のほうが有効であるとしております。

なお、医療機関で本人が支払う接種費用は、当初は、7,000円程度ということから、助成金額を概ねその半額の3,000円としておりましたが、実態は、接種費用は約8,000円となっております。

以上のことから、接種費用の助成について検討いたしました結果、来年度より、対象年齢を70歳から65歳に引き下げ、助成金額を3,000円から、接種費用の2分の1で4,000円を上限とし、さらに再接種についても助成対象とし、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(3)社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業について、理事者の報告を求めます。 乾住民生活部長。

住民生活 部長 それでは、報告事項の3点目でございます、社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業についてでございます。

資料2をご覧くださいと思います。

この高齢者等外出支援事業につきましては、社会福祉協議会におきまして、平成20年度から実施しております住民懇談会のなかで、住民の方から買い物の支援について、特に丘陵地を有する地区の方々から、買い物帰りの荷物が大変であるとのことのご意見を多くいただいております。町でコミュニティバスを運行しておりますものの、道路が狭隘な丘陵地については、このコミュニティバスの運行コースに入っていないということもございますので、こうした住民の方々のご意見に応えるべく、平成25年度からの新規事業として、高齢者等の外出支援事業を実施してまいりたいと考えております。

この事業の概要でございますが、まず、1つめの目的でございますが、町内に居住される高齢者や障がい者を対象に主に買い物の支援として社協が所有する車両、これワゴン車でございます、により外出を支援し、社会参加の促進や地域福祉の充実に寄与することを目的に実施をさせていただきます。

次に、2の運行ですが、運行の範囲は町内とし、主に丘陵地を有する地域を3コースに分けまして、基本的には午前と午後各2往復の運行を考えております。運行コースによっては、各午前・午後2往復が難しい場合も出てくるんじゃないかというふうに考えております。

現在、白石畑地区におけます外出支援事業を社協のほうで実施しておりますが、この事業を取り込む形でコースの設定を考えております。各地区内で停留所を定めまして、この停留所と主に町内の各スーパーなどを結ぶコースを定期便で運行するという形を考えております。なお、利用料金については無料とさせていただきたいと考えております。

それから、3の使用の対象者でございます。町内で居住するもので、60歳以上の高齢者と、日常生活において歩行による移動が困難な者ということでしております。これは、白石畑地区における外出支援事業と同じ対象者としておるところでございます。

それから4つ目の使用車両でございますが、現在、社協が所有しております8人乗りのワゴン車1台と、それから、新規に本年度で購入を予

定しております10人乗りのワゴン車2台、これボランティア基金とそれから善意銀行を活用して本年度に購入をする予定でございます、この3台で運行を考えております。

それから、5の運行の職員の体制でございますが、現・正規職員の5名と、本年度に募集を予定しております正規職員1名、それから嘱託職員1名の計7名が、交替でワゴン車の運転を行うということとしております。そして、この事業を行う中で、職員が住民の方々の地域福祉などに関するご意見やニーズをお聞かせいただければと、このように考えております。なお、この7名の職員については、他の業務と兼務という形をとります。

それから、6つめの運行日でございますが、毎週日曜日と、それから火曜日、それから金曜日の3日とします。火曜日、金曜日の設定につきましては、町内のスーパーの売出し日が火曜日、金曜日ということでございますので、それに合わせた形で曜日を設定をさせていただいております。この曜日が祝日となった場合でも運行をさせていただくということです。ただし、年末の12月29日から年始の1月3日までは運休ということでございます。

それから、7の運行開始日でございますが、平成25年4月2日（火）から運行開始をさせていただきます。

なお、8のその他として、車両の運行に支障をきたす恐れがあるとき、例えば気象条件等によって道路事情が悪化した場合には運行できないこともございますので、中止をさせていただくことがございます。

なお、各地域での停留所の関係でございますが、あるいは運行のコース、それから運行の時刻などにつきましては、これから種々検討する中で決めてまいりたいと、このように考えております。

以上で、社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 いろいろな要望を住民から議員のほうも聞きまして、たくさんの議員からこういう要望も上がってきた経過の中でやっていただく、これは非常にいいことだと思ってるんですが、ただ利用される方々がどこへ行きたいのかという、そういうニーズについては、十分今後も利用者さんの意見を聞きながら、より喜んでいただけるように、やっぱりね。今、スーパーだけでましたけれども、行き方につきましては、いろんなパターンがございますので、例えば、よく聞くのは、お医者さんに行きたいけれども、自分でなかなかちょっと歩いていけない、不便だと。介護保険受けてなかったら、介護タクシー、介護保険でも要介護度出でなかったら、タクシーも使えません、介護タクシーも使えないとか、いろんなことで、年金生活でそんな始終タクシーも使いにくいと、使ってもらえない、生活できへんようになるというような、そういう問題とか、我々は、いろんな方から、いろんな意見聞いています。そんな中で、いかに、この事業がより喜んでいただく事業になるのかというのは、常に頭に置いておいていただきまして、できるだけ利用者のニーズに応えられるような形で、今後も十分いろいろ検討しながら進めていっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
乾住民生活部長。

住民生活部長 その他でございますけれども、1点、これも社会福祉協議会からのご報告ということでさせていただきます。

社会福祉協議会の会長・副会長の選任、常務理事の指名についてご報告をさせていただきます。社会福祉協議会の役員の任期が平成24年1

2月3日で満了いたしましたことから、新理事及び新評議員について、各団体よりご推薦をいただきまして平成24年12月4日付けで委嘱させていただきました。同日開催いたしました理事会におきまして、理事の互選によりまして、引き続き会長に小城町長が、それから副会長に東川自治会連合会長がそれぞれ選任をされました。また、常務理事には会長の指名によりまして、引き続き私が勤めさせていただくことになりましたので、ご報告をさせていただきます。なお、任期は、平成24年12月4日から平成26年12月3日までの2年間でございます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長

他に報告すべきことはございませんか。

( な し )

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員

ちょっと2点だけお尋ねしておきたいことがございます。

まず1点なんですが、障がい者のバス等の運賃割引というのが今まで行われてきてた。障がい者ごとに法律があったときには、身体障がい者、知的障がい者については運賃の割引があったけれども、精神のほうについては、割引てというのが特にされていなかった。けれども、本年、国土交通省は、各バス事業者などに精神障がい者なども対象となるようにという通知が出されました。これ3障がい、同じ法律で1本化されたなかで、国交省のほうもこういうふうに事業者に対して通知をしたという経過があるんですが、当町としてはそのへんのところ、主流は奈良交通さんなんかになると思うんですけども、この状況が、今現状どうなっているかということをお聞きしておられるのかどうか、おしえていただきたいなと思います。

委員長 植村福祉課長。

福祉課長 身体障がい者、それから知的障がい者の方には、手帳を提示して乗合バスの運賃が割引かれるというのは以前からありました。また精神障がい者の方につきましても、その福祉手帳ができましたけれども、実は、この精神障がい者の福祉手帳につきましては、顔写真が貼ることが義務付けられておりません。他の障がいの手帳には顔写真が貼ってあります。で、乗合バスというのは、この辺では奈良交通だけですので、奈良交通のほうには確認をしております。でそのなかでは、精神障がい者の手帳を持っておられて、顔写真が付いておられる方については、既に割引をされておるといことでございます。もちろん、写真というのは本人確認という意味がございますので、まだ写真の貼っておられない方については、それは実施されていないというのが現状でございます。

私ども窓口で、精神障がい者の手帳というのは2年で更新がありますので、その更新時期でありますとか、あるいは新規で作られる際には、顔写真を貼れば、こういうようなメリットがありますよということで窓口ではお伝えはしていますけれども、それでも貼らないという方が現実にはおられますので、現状としてはそういうところでございます。

里川委員 わかりました。いろいろなシステム上のなかで、利用にばらつきがあるんだろうと思いますけれども、ぜひとも、そういうサービスが受けれるということについては、その方たちにはきちっとお知らせをしていくというのは行政の役割としてあると思います。選択判断はご本人、それで結構かと思しますので、今後も窓口のほうで気をつけてご説明をしていっていただきたいと思ひます。

それともう1点ですね、国保の広域化の問題がいわれている中で、私たちこれまでいろんなことも言ってきた経過もございすが、平成27年、2015年から国保の広域化をするというなかにおいて、各都道府県のほうで保険財政共同安定化事業を見直すというようなことが起

こってきております。この奈良県でも、24年度から、この対象医療費を30万円以上というところから、20万円以上というふうな形に見直しをされ変更してきているという状況があります。それはもう今年度から奈良県がそういうふうに行ってきてくれているわけですが、行ってくれているというのもおかしいですね、広域化については問題ありと私は思っておりますのでね、ただ奈良県がそういうことを実施している中で、斑鳩町の担当におかれましては、このことが、財政的な影響というんですか、何か変化というのか、見て取れているのかどうか、こういういったところがちょっと気になっておりましたので、委員会の中で一度聞いてみたいと思っておりましたので、ちょっと本日お聞かせいただけたらと思います。

委員長 寺田国保医療課長。

国保医療課長 国保の広域化につきましては、現在、奈良県また市町村の実務者レベルで、保険料の標準化、また保険財政共同安定化事業の拡充に向けまして、協議を行っております。そして、平成24年度からは、保険財政共同安定化事業の拡充ということで、対象医療費を現在の30万円から20万円に引き下げて検討を行ってまいりました。

その検討のなかでは、30万円超から1円以上ではどのような影響がでるのか、そしてまた、保険者の拠出金の算定方法、現在の医療費実績割が50、被保険者割が50となっておりますが、その率を見直したらどのような影響になるのかといった、いくつかのパターンを出しまして検討をしてまいりました。

その結果、対象医療費の拡充では、30万円超から10万円超に引き下げた場合でも市町村の拠出金には大きな変化がみられませんでした。が、1円以上までに拡大すると非常に大きな影響を受ける市町村が発生をいたしております。また、保険者の拠出金算定方法の見直しにつきましては、医療費実績割を下げるほど標準保険料設定のための環境整備が進むという結果がみられましたことから、24年度からは、対象医療費

を20万円、また医療費実績割を40%、被保険者割を60%とすることが、各市町村への影響が小さく済むということで、今年度から見直しをされております。

ただ、この保険財政共同安定化事業は、今年の4月の国民健康保険法の改正によりまして、平成27年度からは全ての医療費を対象とするように見直されておりました、保険財政共同安定化事業の更なる拡充については、平成24年度または平成25年度に実施する拡充の結果を検証しまして、引き続いて拡充の方向に進めております。

そして、斑鳩町におきます影響でございますけれども、過去3年間の保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金の状況を見てみますと、平成21年度では1,828万円余りの拠出超過、また平成22年度でも3,919万円余りの拠出超過となっておりますけれども、この年につきましては県の特別調整交付金でその超過分につきましては、1500万円余りの交付をいただいております。そして、平成23年度では、逆に交付金が366万円多く入ってきているという状況になっております。

そして今後の影響でございますけれども、交付金と拠出金の算定方法に違いがございます、交付金につきましては、現年度の医療費を算定を元に計算をしますので、そして、拠出金につきましては、前々年度そして直近2年間の医療費をもとに算定をいたしますので、その違いが生じてきますので、この拠出金の超過等のことにつきましては、若干、今後も変わってくるかと考えております。

里川委員 国保の広域化についても、いろいろな問題点があるのではないかと、私たちは心配しているところですが、国保医療課におかれましては、これらの、いろいろ変更していかなければならない、どう変更されるところなのか、こういう問題については、常に把握をしながら、会議の中で、担当者レベルで寄らばったときにでも、問題意識をもって、問題点については積極的に斑鳩町として発言をしていただきたいと思いますということをお願いしておきます。以上で結構です。

委員長 他に、各委員より質疑・ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。  
お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう  
よろしくお取り計らいをお願いいたします。  
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任  
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。  
本日は、お疲れさまでした。

( 午前10時15分 閉会 )